

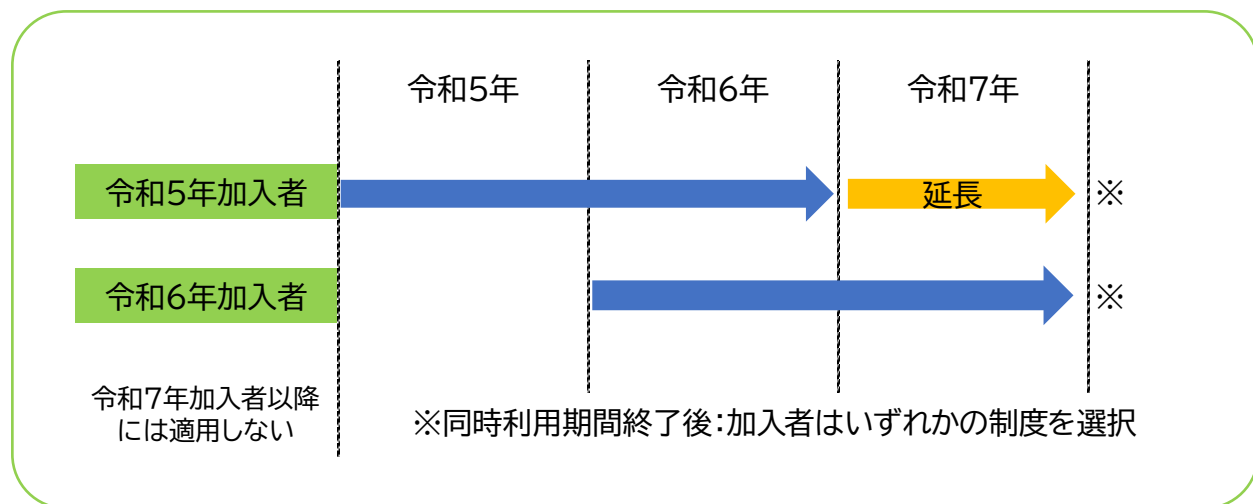
収入保険と野菜価格安定制度との同時利用が 令和7年をもって終了になります！

野菜価格安定制度については、令和3年加入者より“収入保険”と“野菜価格安定制度”を同時利用できるよう特例が措置されていたところですが、この特例は令和7年以降については適用されなくなります。

令和5年・令和6年から収入保険に加入し同時利用している方は、令和7年で同時利用が終了します。

令和8年の加入時には、収入保険か野菜価格安定制度のいずれかを選択していただくこととなりますのでご注意ください。

皆さまにおかれましては、令和8年以降も引き続き収入保険への加入をご検討下さい。



【緊急需給調整事業】

加入年に関わらず

野菜価格安定制度（価格低落時補てん対策）から収入保険に移行した者も参加可能

※ 同時利用期間終了後に、収入保険への移行を選択した者も、緊急需給調整事業に参加することが見込まれるため、引き続き著しい価格低落時における産地での野菜の需給調整機能は維持される

ご不明な点については、最寄りのNOSAIまでお問合せ下さい



■中央支所 TEL 0553-22-5056
■南アルプス支所 TEL 055-282-0443
■本所 TEL 055-228-4711

■北部支所 TEL 0551-23-1111
■富士支所 TEL 0554-45-6611